

大船渡都市計画マスタープラン

概 要 版

平成28年3月

大 船 渡 市

大船渡都市計画マスタープラン 概要版

目 次

1. はじめに	1
1-1 都市計画マスタープランとは.....	1
1-2 都市計画マスタープラン改定の趣旨	1
1-3 都市計画マスタープランの計画対象エリア	1
1-4 計画の目標年次	1
2. 大船渡市の課題	2
3. 将来都市像	2
4. 将来人口フレーム	2
5. 将来都市構造	3
6. 分野別方針（都市計画区域を対象）	4
6-1 土地利用	4
6-2 交通.....	5
6-3 公園・緑地.....	5
6-4 その他の施設	6
6-5 防災まちづくり	6
6-6 環境と共生するまちづくり	6
7. 実現化に向けて	7
7-1 段階的な整備方策.....	7
7-2 実現化に向けた取組	7
8. 地区別構想	8
8-1 盛地区.....	8
8-2 大船渡地区.....	10
8-3 赤崎地区	12
8-4 猪川・立根地区	14
8-5 末崎地区	16
8-6 日頃市地区.....	18
8-7 綾里地区	20
8-8 越喜来地区.....	22
8-9 吉浜地区	24

1. はじめに

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村が策定するものであり、本市の都市計画部門の総合的かつ具体的な事業と取組の方向性を明らかにするものです。

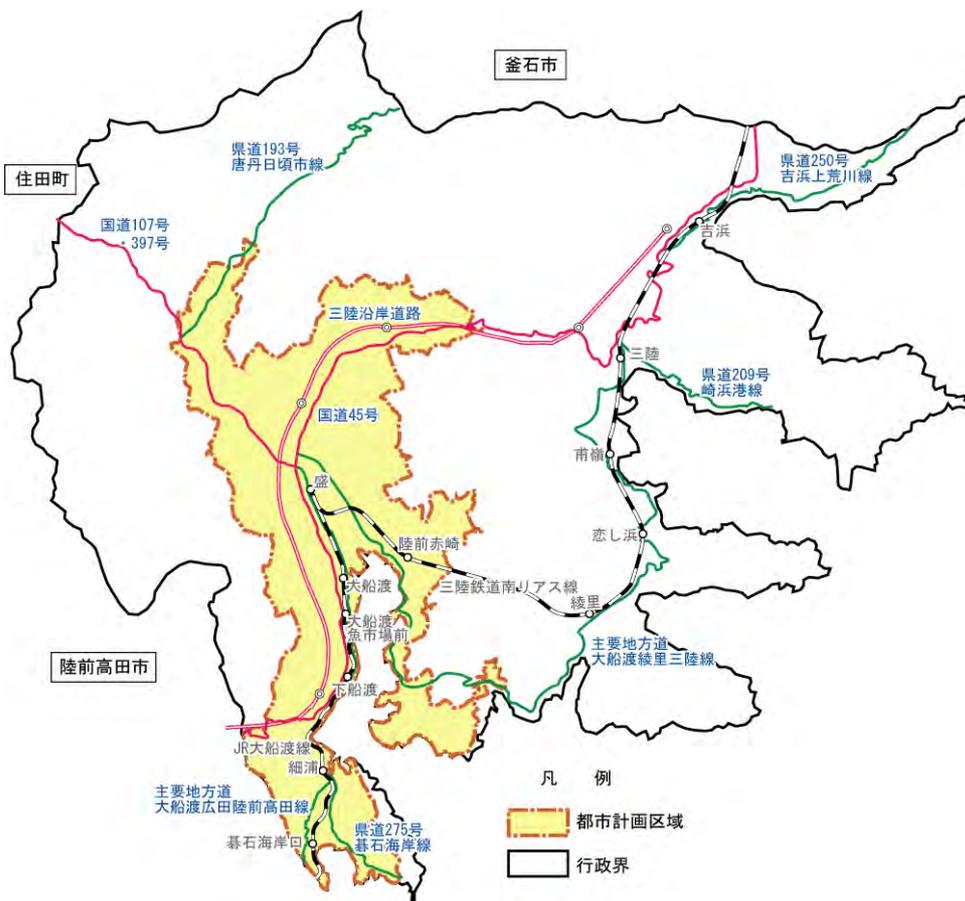
1-2 都市計画マスタープラン改定の趣旨

社会経済情勢の変化や、東日本大震災からの復興など、本市の様々なまちづくりの諸問題に対応することが必要であることから、都市計画マスタープランを見直し、改定を行うものです。

1-3 都市計画マスタープランの計画対象エリア

本計画の対象区域は、原則として都市計画区域とします。ただし、将来都市像などについては、市域一体の都市づくりを進めていく必要があることから、市域全体を対象とします。

都市計画区域



1-4 計画の目標年次

本計画は、長期的な視点に立ち、概ね 20 年後の都市の将来像を描きます。

ただし、将来人口フレームの設定や施設の整備方針などは、総合計画や復興計画などの上位計画との整合を図り、平成 32 年度を目標年次として定めます。

なお、本計画は復興関連事業の進捗状況や更なる社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直します。

2. 大船渡市の課題

<p>(1) 少子高齢・人口 減少社会への対応</p>	<p>◇高齢者や子育て世代など誰もが生活しやすい環境づくり ◇定住促進のための都市機能や都市基盤の充実・強化</p>
<p>(2) 自然環境との共生、 環境問題への対応</p>	<p>◇豊かな自然や農地を保全して未来へ継承 ◇自然と共生した「環境未来都市」づくり</p>
<p>(3) 安全・安心の確保</p>	<p>◇復興計画に基づく復興まちづくりの円滑な推進 ◇防災の施設整備と防災意識啓発などのソフト対策推進</p>
<p>(4) 持続可能な都市 構造の構築</p>	<p>◇大船渡駅周辺地区の中心市街地としての機能再生、活性化 ◇環境に優しい低炭素型の都市づくり</p>
<p>(5) 都市の個性、魅力 の創出</p>	<p>◇独自の地域資源を生かした都市の個性や魅力の創出 ◇生活の豊さの向上、観光来訪者の増進に地域資源を活用</p>
<p>(6) 協働まちづくりの 推進</p>	<p>◇市民の期待に応えていくまちづくり ◇市民・事業者参加型の協働の都市づくりへの取組</p>

3. 将来都市像

将来都市像

- ◆ともに創る 三陸の地に輝き躍動するまち 大船渡
大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生するために目指すべきまちの姿
- ◆命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡

将来目標①：自然と共生する災害に強い安全・安心な防災環境づくり

将来目標②：海とともに生きる産業を生かした活力づくり

将来目標③：都市機能の集約と広域都市や地域間連携による持続可能な都市づくり

将来目標④：豊かな自然や地域の個性を生かした魅力溢れる都市環境づくり

将来目標⑤：市民とともに創る協働の復興まちづくり

4. 将来人口フレーム

本市の将来人口フレームは、復興事業の効果による人口回帰を見込み、平成32年度の目標人口を大船渡市総合計画と同じ37,000人と設定します。

5. 将来都市構造

都市を構成する「ゾーン」「拠点」「軸」の視点から将来都市構造を整理します。

《ゾーン》

- 1) 都市計画区域・・・総合的に整備・開発及び保全する区域
- 2) 都市計画区域外・・・豊かな自然のなかで人々が生活し、自然環境を守り育てていく区域

《拠点》

- 1) 中心拠点・・・本市の中心市街地を形成する盛地区及び大船渡地区
- 2) 地区拠点・・・赤崎、猪川、立根、末崎、日頃市、綾里、越喜来、吉浜地区の中心地
- 3) 自然・観光拠点・・・自然に親しむ碁石海岸や海との関わりを感じる大船渡港周辺など

《軸》

- 1) 広域連携軸・・・三陸沿岸道路や国道、JR大船渡線、三陸鉄道南リアス線など
- 2) 地域間連携軸・・・中心拠点と地区拠点を連携する主要な県道やバス路線
- 3) 水・緑の骨格軸・・・リアス海岸をつなぐ軸や広域的な連なりを見せる山々をつなぐ軸

将来都市構造



6. 分野別方針（都市計画区域を対象）

6-1 土地利用

（1）住宅地

- 安全な住宅地の形成と居住環境の改善、及び歩いて暮らせる環境づくり
- 復興計画に基づく移転住宅地、災害公営住宅の整備と良好な住環境形成

（2）商業・業務地

- 盛地区は、行政施設や文化・交流施設などの集約化による行政中心地としての機能強化
- 大船渡駅周辺の商業地は、都市基盤の再構築と商業・観光・市民交流の場となる施設を集積
- インターチェンジ周辺や幹線道路の沿道は、商業系土地利用のあり方検討

（3）産業地

- 大船渡湾臨海部の既存産業施設のさらなる発展・育成と産業系土地利用の誘導
- 永浜・山口地区への新たな工業用地の整備とインターチェンジ周辺の産業系土地利用検討
- エネルギー産業の立地に向けた取組支援

（4）自然地

- 防災・水源涵養など多面的機能を持つ山林の保全・創造と里山風景を形成する農地を保全
- 海洋の恵みを生かした産業・物流・観光交流などの振興

（5）その他

- 市民が安全に暮らせる区域として、既存住宅地の周辺に位置する高台を位置づけ
- 土地利用転換を検討する区域として、東日本大震災で被災した区域の中で必要な区域



(3) 公園・緑地の再整備

- 利便性の高い公園づくりや公園の防災機能の強化推進と、計画的な施設の管理・更新

(4) 水辺空間の保全など

- 港湾緑地の再建整備と、盛川河川敷の良好な環境の保全・創造、須崎川の水辺空間づくり

6-4 その他の施設

(1) 河川

- 自然環境や景観に配慮するとともに、防災機能を強化する河川整備を促進

(2) 上下水道

- 下水道施設の機能強化と適切な維持管理と公共下水道整備事業などの推進
- 移転住宅など新たな住宅地について、上水道や公共下水道などを整備

(3) 港湾施設

- 永浜・山口地区の公共ふ頭と臨港道路などの早期完成促進と港湾関連施設の整備促進
- 親しみやすい港湾空間を形成し、観光集客や客船誘致

(4) その他施設

- 公共公益施設の防災機能強化と利便性向上、高度衛生管理型の魚市場は観光交流の場づくり

6-5 防災まちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

- 湾口防波堤や防潮堤、河川堤防の整備促進と、災害危険区域の指定による建築制限の実施
- 公共公益施設の不燃化・耐震化と非常時の電力確保に向けた太陽光発電・蓄電設備の設置促進
- 高台や公共公益施設への避難路確保と避難誘導システムの構築、インフラ施設の耐震性強化

(2) 地域の防災力の強化

- 地域の防災力強化につながる取組と地域防災リーダー育成や自主防災組織の活動に支援

6-6 環境と共生するまちづくり

(1) 景観形成

- 水辺や緑の自然環境を保全・創造するとともに景観に配慮した街並みの形成を誘導
- 緑豊かな市街地形成に向けた市民協働の緑化促進と街路景観の軸形成

(2) 住環境の整備

- 道路や公園などでの景観やバリアフリー化、地区計画、建築協定などの導入検討

(3) 低炭素まちづくりの推進

- 公共交通の利用促進と環境共生に配慮した市街地の整備、再生可能エネルギーの活用

(4) 自然環境の保全など

- 山と川と海が一連で創出する、良好な水環境に配慮した都市づくりと快適な都市環境実現

7. 実現化に向けて

7-1 段階的な整備方策

(1) 当面の整備方針

- 平成32年度までの都市整備は、主に復興計画に基づくまちづくりを進めていきます。
- 復興事業によるまちづくりを円滑に進めるため、都市計画の各種制度を活用します。

(2) 中長期の整備方針

- さらなる発展を目指すまちづくりを進めるための都市計画のあり方を検討していきます。
- 地区住民の意見を適切に反映しながら、各地区の計画を策定していきます。
- 復興事業の進捗などに応じて、適時適切な計画の見直しを行います。

7-2 実現化に向けた取組

(1) 協働によるまちづくり

1) 役割分担

協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民、事業者、行政が相互信頼のもと、それぞれの果たすべき役割や責任分担などを明確にしていく必要があります。

2) 協働によるまちづくりのための仕組みづくり

市民を主体としたまちづくりを推進していくためには、まちづくり活動の体制を整備し、地域における活動の担い手の育成を図るとともに、自主的な活動を支援する必要があります。

- ◇ まちづくりに関する情報の提供
- ◇ まちづくり活動への支援
- ◇ まちづくりを推進する人材の育成
- ◇ まちづくり条例などの制定

(2) 庁内組織体制の充実

庁内関係部署の横断的な連絡体制の強化を図るとともに、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的なまちづくりを展開していきます。

また、弾力的で柔軟な組織づくりに努めるとともに、研修などの充実により、職員の知識と能力のさらなる向上に努めていきます。

(3) 関係機関などとの連携・協議

国や岩手県、近隣自治体をはじめ、警察、消防など関係する諸機関との連携強化を図っていきます。

8. 地区別構想

8-1 盛地区

地区づくりのテーマ：気仙広域圏の商業・業務拠点（公共施設・商業・業務施設の集積）
大船渡市の行政機能の拠点（市役所、警察署、消防署などの立地）

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 商業・業務地周辺での街なか居住推進
- 被災者の住まい確保のための移転住宅地や公営住宅の整備
- 盛駅周辺は生活利便性を高めるための商業・業務機能強化
- 盛川沿い産業地への産業・業務施設の集積促進
- 市民文化会館（リアスホール）周辺の（仮称）大船渡市防災センター及び移転住宅地の整備に伴う用途地域の指定検討

《交通》

- 三陸沿岸道路への新たな IC（インターチェンジ）の設置検討
- 生活道路の改善
- 歩行者の安全確保と利便性の向上、鉄道やバス、タクシーの利用を促進

《公園・緑地》

- 既設公園の改善や都市公園の防災機能強化と緑のネットワーク形成
- 盛川河川敷での良好な緑地環境の保全・創出

《その他の施設》

- 市役所や消防署、市民文化会館（リアスホール）、カメラアホールなどの公共施設周辺での防災機能の向上と利用しやすい環境整備推進
- 水道施設の適切な維持管理

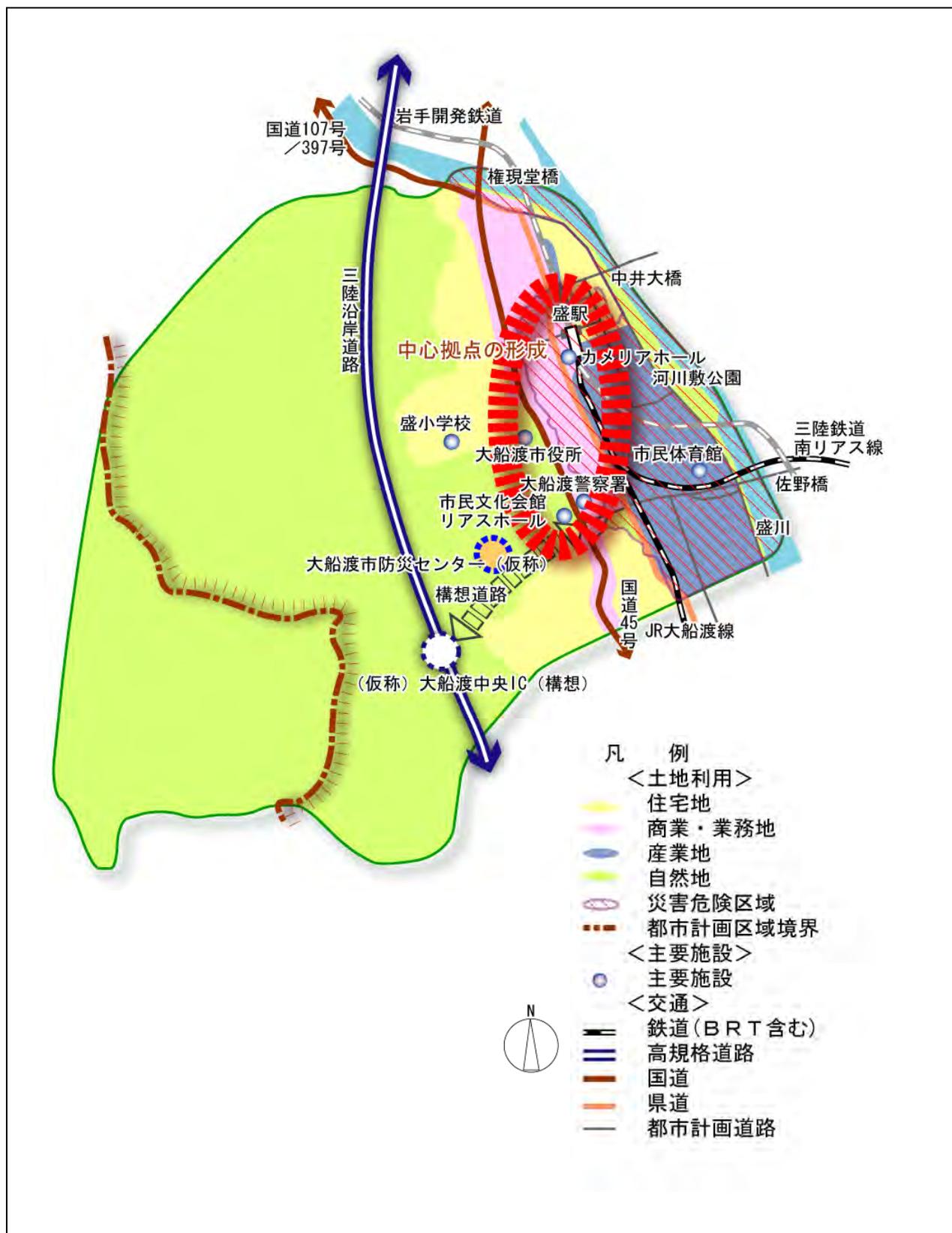
《防災まちづくり》

- 防災活動と防災教育の拠点として、（仮称）大船渡市防災センターを整備
- 盛川堤防の防災機能強化促進
- 災害危険区域指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅整備
- 市庁舎などの重要施設の不燃化・耐震化と災害時の行政機能の維持（通信網の整備、道路ネットワークの確保）
- 安全な避難場所の確保

《環境共生まちづくり》

- 盛川や国道 45 号沿道の緑化による良好な都市景観形成
- 街なか居住の環境づくり促進
- 盛川の水質の保全

◇地区整備の方針図(盛地区)◇



8-2 大船渡地区

地区づくりのテーマ：気仙広域圏の商業・業務拠点（公共施設、商業・業務施設の集積）
大船渡港を中心とした物流・観光拠点

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- J R大船渡駅周辺の土地区画整理事業による安全・安心な住宅地整備と、商業・業務施設の再集積による気仙広域圏における産業・経済の中心地としての役割強化
- 地区計画制度の活用による良好な居住環境形成
- 災害移転住宅地や公営住宅の整備
- 津波復興拠点区域の観光・交流機能の強化による景観や環境に配慮した賑わいある拠点形成
- J R下船渡駅周辺での地区の生活拠点の形成
- 盛川河口付近への工業の集積と維持・発展
- 魚市場の水揚げ機能や物流加工機能の強化とともに、漁業・水産加工関連施設の維持・再生

《交通》

- J R大船渡駅周辺には、市街地の骨格構成と災害時の避難路としての幹線道路を配置
- 復興事業の進捗状況にあわせた幹線道路の見直し
- 生活道路の改善
- J R大船渡駅周辺の歩行者空間の確保やバリアフリー化
- 避難路となる生活道路の整備
- J R大船渡線の機能強化や、交通機関相互の結接機能の向上による、移動しやすい環境づくり

《公園・緑地》

- 防災拠点とレクリエーション機能を備えた（仮称）大船渡防災公園の整備
- 既設公園の改善とJ R大船渡駅周辺への新たな公園配置
- サンアドレス公園やみなと公園などの港湾緑地の再建整備
- 大船渡港、港湾緑地、商業エリアなどをつなぐ須崎川沿いの水辺空間創出

《その他の施設》

- 須崎川の河川改修
- 必要に応じて大船渡浄化センターの見直し
- 下水道整備推進
- 水道施設の適切な維持管理
- 観光や物流拠点としての港湾利用促進
- J R大船渡駅周辺に、行政施設や商業・観光施設などで構成する津波復興拠点施設を配置
- 魚市場を活用した観光交流の場づくり検討

《防災まちづくり》

- 防災拠点となる(仮称)大船渡防災公園整備
- 海岸保全施設の整備や盛川堤防の防災機能強化
- 災害危険区域指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅整備
- 非常時に避難施設となる公共施設の不燃化・耐震化
- 土地のかさ上げによる安全・安心な住宅地の形成と、海岸部から高台に至る避難路確保

《環境共生まちづくり》

- JR大船渡駅周辺での中心拠点にふさわしい景観づくり
- 生活利便性の高い街なか居住の環境づくり
- 津波復興拠点区域での環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利活用推進
- 須崎川や大船渡湾の水質汚濁に対する負荷軽減

◇地区整備の方針図(大船渡地区)◇



8-3 赤崎地区

地区づくりのテーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
永浜・山口地区港湾整備を核とした産業の集積

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 住環境整備による定住人口増進
- 被災者の住まいを確保するための移転住宅地や公営住宅の整備
- 商業機能の配置と地域交流拠点施設の設置検討
- 永浜・山口地区の港湾整備と産業施設集積などによる産業系土地利用の誘導
- 被災した区域のまちづくり検討にあわせた用途地域を見直し

《交通》

- 主要地方道大船渡綾里三陸線の代替路線の整備促進
- 必要に応じて幹線道路網を見直し
- 生活道路の改善
- 避難路となる生活道路整備
- 公共交通の機能維持と利便性の向上

《公園・緑地》

- 公園・緑地の適正な配置と防災機能の強化
- 被災した区域のまちづくりにあわせた公園・緑地の配置検討

《その他の施設》

- 水道施設の適切な維持管理
- 下水道の整備推進
- 後ノ入川などの河川整備促進
- 永浜・山口地区の港湾施設の整備促進
- 赤崎小学校と赤崎中学校の高台移転とその他公共公益施設の整備検討

《防災まちづくり》

- 海岸保全施設の整備や盛川堤防の防災機能強化促進
- 災害危険区域の指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅の整備
- 避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化促進
- 海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保

《環境共生まちづくり》

- 道路や公園など都市基盤の整備・改修促進
- 大船渡湾の水質汚濁に対する負荷低減

◇地区整備の方針図(赤崎地区)◇



8-4 猪川・立根地区

地区づくりのテーマ：ロードサイド型商業地と移転住宅地による新たなまちづくり
農林業の振興

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 低密度の住宅地形成
- 被災者の住まい確保のための公営住宅整備
- 国道 45 号の沿道は、ロードサイド型商業地としての土地利用を誘導
- 大船渡 IC の周辺での市の玄関口としての魅力向上や交通利便性を活かす土地利用のあり方を検討
- 山林や農地を保全

《交通》

- 生活道路の改善
- 公共交通の機能維持

《公園・緑地》

- (仮称) 大船渡総合公園整備の検討
- 公園・緑地の適正な配置

《その他の施設》

- 水道施設の適切な維持管理
- 上水道の未給水区域の整備推進
- 下水道の整備推進

《防災まちづくり》

- 避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化促進

《環境共生まちづくり》

- 盛川及び立根川の水質の保全
- 森林などの自然環境の保全・創造

◇地区整備の方針図(猪川・立根地区)◇



8-5 末崎地区

地区づくりのテーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
観光拠点（碁石海岸）

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 良好な居住環境の整備
- 被災者の住まい確保のための移転住宅地や公営住宅整備
- 日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上
- 日常生活に必要な商業機能の維持
- 山林や農地を保全
- 三陸復興国立公園の代表的景勝地である碁石海岸周辺の自然環境の保全と観光・レクリエーションの振興を図る資源として有効活用

《交通》

- 主要地方道大船渡広田陸前高田線と県道碁石海岸線の機能強化促進
- 必要に応じて幹線道路網を見直し
- 生活道路の改善
- 避難路となる生活道路の整備
- 公共交通の機能維持

《公園・緑地》

- 周辺住民が利用しやすい公園・緑地の配置
- 被災した区域のまちづくりにあわせた公園・緑地の配置検討
- 都市公園の防災機能の強化

《その他の施設》

- 水道施設の適切な維持管理

《防災まちづくり》

- 海岸保全施設の整備促進
- 災害危険区域の指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅の整備
- 非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化促進
- 海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保

《環境共生まちづくり》

- 穴通磯をはじめ特徴的な景観を有する三陸復興国立公園の自然環境の保全と観光資源としての有効活用
- 森林などの自然環境の保全

◇地区整備の方針図(末崎地区)◇



8-6 日頃市地区

地区づくりのテーマ：歴史的景観を生かした環境と共生するまちづくり
農林業の振興

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 生活環境の改善と人口減少や高齢化に対応する住宅施策の取組検討
- 地区公民館を核にしたまちづくり促進
- 日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上
- 日常生活に必要な商業機能の維持
- 山林や農地を保全
- 五葉山県立自然公園の自然環境の保全と観光・レクリエーションの振興を図る資源として有効活用

《交通》

- 生活道路の改善
- 公共交通の機能維持

《その他の施設》

- 水道施設の適切な維持管理
- 上水道の未給水区域の整備推進
- 鷹生ダム周辺の整備促進

《防災まちづくり》

- 非常時には避難施設として活用される公共公益施設の不燃化・耐震化促進
- 国道 107 号/397 号と県道唐丹日頃市線の防災機能の強化

《環境共生まちづくり》

- 長安寺周辺などの歴史的景観の保全と活用
- 五葉牧野の太陽光発電施設と連携した市民の環境意識の高揚
- 盛川の水質の保全
- 森林などの自然環境の保全・創造

◇地区整備の方針図(日頃市地区)◇



8-7 綾里地区

地区づくりのテーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
生活の利便性向上と環境の維持・改善

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 生活環境の改善と人口減少や高齢化に対応する施策検討
- 被災者の住まい確保のための移転住宅地や公営住宅の整備
- 日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上
- 日常生活に必要な商業機能の維持
- 山林や農地を保全
- 被災した区域の土地利用に合わせた新たなまちづくりの検討

《交通》

- 主要地方道大船渡綾里三陸線の改良整備促進
- 生活道路の改善
- 災害時には避難路として機能する生活道路整備
- 公共交通の機能維持

《その他の施設》

- 綾里川など河川の整備促進
- 簡易水道施設の適切な維持管理
- 下水道の整備推進

《防災まちづくり》

- 海岸保全施設の整備促進
- 災害危険区域の指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅整備
- 非常時には避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化
- 海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保

《環境共生まちづくり》

- リアス式海岸の自然環境や景観保全と豊かな自然を活用したまちづくり促進
- 森林などの自然環境の保全・創造

◇地区整備の方針図(綾里地区)◇



8-8 越喜来地区

地区づくりのテーマ：東日本大震災により被災した区域を含めた新たなまちづくり
生活の利便性向上と環境の維持・改善

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 生活環境の改善と人口減少や高齢化に対応する施策検討
- 被災者の住まい確保のための移転住宅地や公営住宅整備
- 日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上
- 日常生活に必要な商業機能の維持
- 山林や農地を保全
- 夏虫山の観光・レクリエーションの場としての有効活用
- 被災した区域の土地利用に合わせた新たなまちづくりの検討

《交通》

- 主要地方道大船渡綾里三陸線と県道崎浜港線の改良整備促進
- 生活道路の改善
- 災害時に避難路となる生活道路を整備
- 公共交通の機能維持

《その他の施設》

- 浦浜川など河川の整備促進
- 簡易水道施設の適切な維持管理
- 下水道の整備推進
- 越喜来小学校の高台移転と市役所三陸支所周辺への商業サービス施設や公共公益施設の集積促進
- 北里大学海洋生命科学部などの既存施設の利用検討

《防災まちづくり》

- 海岸保全施設の整備促進
- 災害危険区域の指定による住宅などの建築制限と移転住宅地や公営住宅整備
- 非常時に避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化
- 海岸から高台への避難路や安全な避難場所の確保

《環境共生まちづくり》

- リアス海岸の自然環境や景観保全と豊かな自然を活用したまちづくり
- 森林などの自然環境の保全・創造

◇地区整備の方針図(越喜来地区)◇



8-9 吉浜地区

地区づくりのテーマ：農業拠点＜中山間地整備による農業基盤整備＞
生活の利便性向上と環境の維持・改善

◇地区整備の方針◇

《土地利用》

- 生活環境の改善と人口減少や高齢化に対応する施策検討
- 日常生活に必要な教育・医療福祉機能の維持と向上
- 日常生活に必要な商業機能の維持
- 山林や農地を保全
- 被災した農地の営農環境の復旧・改善
- 夏虫山、大窪山の観光・レクリエーションの場としての有効活用

《交通》

- 三陸沿岸道路の整備促進
- 生活道路の改善
- 公共交通の機能維持

《その他の施設》

- 吉浜川など河川の整備促進
- 簡易水道施設の適切な維持管理
- 下水道の整備推進

《防災まちづくり》

- 海岸保全施設の整備促進
- 災害危険区域の指定による住宅などの建築制限
- 非常時に避難施設として活用される公共公益施設の防災機能の強化
- 海岸部から高台への避難路や安全な避難場所を確保

《環境共生まちづくり》

- リアス海岸の自然環境や景観保全と豊かな自然を活用したまちづくり
- 森林などの自然環境の保全・創造

◇地区整備の方針図(吉浜地区)◇

